

～大切なお知らせ～

# 令和6年10月分(12月支給)より、児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、必要書類が異なりますので、必ず裏面をご覧ください。

## 1. 変更後内容

### ■支給対象年齢拡大：

高校生年代まで(18歳到達の最初の年度末まで)の児童を養育している方

### ■支給金額(月額)の拡充

児童の年齢	支給金額(一人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

### ■所得制限：所得制限なし

該当する全世帯が支給対象になります。

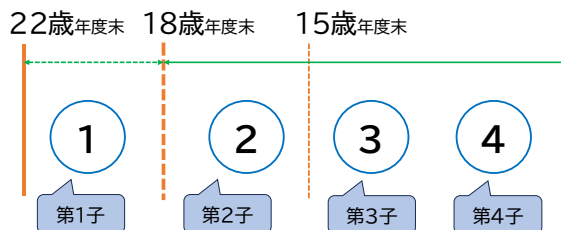
### ■支払月：年6回(偶数月)

令和6年12月(10月、11月分)支払開始以降は、2か月毎に支払われます。

### ■多子加算の算定対象：

監護や経済的負担をしている**大学生年代**  
(18歳年度末～22歳年度末)までの子ども  
カウント対象になります。

#### 第3子以降の多子カウント



## 2. 申請期限

# 令和6年9月30日まで



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分に遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請の場合は、申請月の翌月からの支給になります。